

## 浦臼町定住支援制度について

浦臼町では定住人口増加や地域の活性化を促進するため、様々な支援を行っています。

今号では、住宅のリフォームや空き家・老朽住宅の除去工事等の費用を助成する、「浦臼町住宅リフォーム等補助金」、町内の空き家・空き地の賃借・売買情報を提供する「浦臼町空き家・空き地バンク制度」についてご紹介します。

申請書・詳細はこちら

### ① 浦臼町住宅リフォーム等補助金



#### 補助対象者

- ・住宅の所有者で町内に居住している者（又は、除却工事にあつては相続人）
- ・リフォーム後、直ちに町内に居住する者
- ・町税、水道料金、下水道料金等を滞納していない者
- ・申請者の前年における世帯の総所得が550万円以下の者



#### 補助条件

- ・町内業者と契約し、行う工事であること
- ・工事費（消費税を除く）が50万円以上であること。
- ・固定資産税課税台帳に搭載されている家屋であること。（倒壊家屋の除却工事を除く）
- ・同一の申請者、同一の住宅についての補助は、1回限りとする。

#### 補助対象工事

- ・住宅のリフォーム（築後10年を経過した住宅の増築・改築・改修工事）

※内装仕上げ材のみを取り替える工事、設備機器の設置のみの工事、介護保険法の住宅改修費の支給対象となるもの等を除く。

※納屋、倉庫等のリフォームは対象外となります。

- ・住宅耐震改修工事
- ・空き家（倉庫など附属建物を含む）、老朽住宅の除却工事（建替えのための除却を除く。）
- ・住宅用太陽光発電システム設置工事

#### 補助額

- ・工事費（消費税を除く）の30%、限度額30万円（1,000円未満切り捨て）

#### 補助申請

- ・対象工事着手前に、必要書類を添付の上、申請書を総務課企画統計係に提出してください。

※交付決定前に着手した工事については、補助を受けることができませんのでご注意ください。

#### 注意事項

- ・補助金の交付は同一の住宅について1回限りです。

※以前に補助を受けた方は、工事内容が変わっても対象となりません。

- ・申請後、工事を中止するときは中止届を提出してください。
- ・交付決定を受けた内容が変更となる場合は、必要書類を添付の上、変更承認申請書を提出してください。
- ・建築物を除却する場合は、建築基準法に基づく「建築物除却届」の提出が必要です。

また、延面積が80平米以上の建物を除却する場合には、事前に建設リサイクル法に基づく「届出書」も必要となります。

申請書・詳細はこちら

## ②空き地・空き家バンク



### 利用手続の流れ

1. 空き家・空き地を貸したい、売りたいとお考えの物件所有者の方から登録申請書を提出して頂きます。
2. 内容を確認し、適当と認められると登録台帳に登録されます。
3. 登録された物件は、町のホームページや役場窓口などで情報を発信します。
4. 借りたい、買いたいとお考えの方は、利用申込書を提出して頂きます。
5. 利用申込みがあったことを物件所有者に連絡します。
6. 当事者間で交渉・契約を行っていただきます。

(注) 町では情報の公開や連絡調整のみで、物件の仲介・あっせん・交渉・契約は行いません。

### 物件を登録したい方

(1) 空き家バンク登録申請書(様式第1号)に次の書類を添付して提出してください。

なお、不動産業者に管理若しくは仲介を委任している場合は、所有者及び当該委任業者との連名により提出してください。

- ・当該空き家・空き地の位置図、物件の外観を撮影した写真等
- ・同意書(様式第2号)
- ・当該年度分の固定資産税課税明細書又は当該空き家等の固定資産評価証明書
- ・不動産業者へ委任している場合は、当該契約書の写し
- ・その他町長が必要と認めるもの



(2) 申請書等の内容を審査し、適当と認める場合は、所有者登録完了通知書により申請者に通知します。登録を決定したときは、空き家・空き地バンク登録台帳に登録し、登録内容の一部を浦臼町のホームページ等で公開します。

※浦臼町内にある居住していない良好な管理状態にある住宅(店舗、事務所含む)、住宅の建築に適当な面積を有する更地の宅地が登録できます。

### 物件を利用したい方

所有者の連絡先などの所有者の情報は、ホームページ上で公開しておりません。

利用をご希望の方は、空き家・空き地バンク利用申込書(様式第7号)を提出してください。

情報の提供に伴って、所有者と利用希望者やその他第三者との間で何らかの問題が発生した場合は、当事者間で解決していただき、浦臼町は一切の責任を負いません。

浦臼町は所有者と利用希望者による空き家・空き地の売買、賃貸等の交渉および契約については、一切これに関与しません。

### 定住支援制度問い合わせ先

総務課企画統計係(0125-68-2111)